

福島県社会福祉審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県社会福祉審議会条例（平成12年3月24日福島県条例第33号）第8条の規程に基づき、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

(副委員長の選任及び権限)

第2条 審議会に委員の互選による副委員長1人を置く。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長、副委員長がともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置き、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

名 称	調査審議事項
身体障がい者福祉専門分科会	身体障がい者に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項
計画策定専門分科会	社会福祉計画等に関する事項

- 2 各専門分科会に当該専門分科会の委員及び臨時委員の互選による副専門分科会長1人を置く。
- 3 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 専門分科会長、副専門分科会長がともに事故あるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 各専門分科会は、各専門分科会長が招集する。
- 6 審議会は、身体障害者福祉法第15条第2項の規定による医師の指定、特別障がい者手当等の障害支援区分の認定、指定自立支援医療機関の指定について諮問を受けたときは、身体障がい者福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 7 審議会は、児童福祉に関して諮問を受けたときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(部会)

第4条 審議会は専門分科会に次の部会を置き、必要に応じその他の部会を置くことができる。

名 称	調査審議事項	所属専門分科会
身体障がい者福祉審査部会	身体障がい者の障害支援区分に関する事項	身体障がい者福祉専門分科会
児童処遇部会	里親の認定及び児童の措置に関する事項	児童福祉専門分科会
保育所部会	保育所の設置認可等に関する事項	児童福祉専門分科会
保育施設安全対策部会	認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会
児童虐待検証部会	児童虐待における死亡事例等の検証に関する事項	児童福祉専門分科会

備考

- 1 児童虐待検証部会においては、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に部会を置くことができる。
- 2 身体障がい者福祉審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障がい者福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 児童処遇部会、保育所部会及び保育施設安全対策部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 児童虐待検証部会に属すべき委員及び臨時委員は、死亡事例等の検証を行う事案ごとに個別に設置された部会ごとに、属すべき委員及び臨時委員を委員長が指名する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により、これを定める。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 9 審議会は、身体障がい者の障害支援区分について諮問を受けたときは、身体障がい者福祉審査部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 10 審議会は、里親及び保護受託者の認定または児童の措置等について諮問を受けたときは、児童処遇部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。
- 11 審議会は、保育所の設置認可等について諮問を受けたときは、保育所部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

12 審議会は、認可外保育施設等における死亡事例等の検証に関して諮詢を受けたときは、保育施設安全対策部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

13 審議会は、児童虐待における死亡事例等の検証に関して諮詢を受けたときは、児童虐待検証部会の決議をもって審議会の議を経たものとする。

(定足数及び表決数)

第5条 専門分科会又は部会は、当該専門分科会又は当該部会に属する委員及び臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 専門分科会又は部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。

(緊急措置)

第6条 緊急やむを得ない事由のあるときは、専門分科会長又は部会長は、文書をもって当該専門分科会又は当該部会の会議に代えることができる。

(委員の代理出席)

第7条 団体等の推薦を受けて任命された委員及び臨時委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、当該団体等に所属する者を代理人として選任し、その職務を行うことができる。

2 前項の場合において、代理人の権限は、書面により証明されなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和40年12月8日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和46年12月28日から施行する。

2 この規程の改正により改正前の身体障害者専門分科会及び生活保護医療扶助専門分科会の臨時委員は、身障福祉、医療専門分科会臨時委員に委嘱替えされたものとみなす。

附 則

この規程は、昭和49年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月23日から施行する。